

技術資料作成要領

飯能市役所電話交換設備改修工事に係る公募型指名競争入札の公告に基づく技術資料の提出等については、この要領で定めるところによる。

1 公告日 令和8年3月19日

2 工事の概要

- (1) 工事名 飯能市役所電話交換設備改修工事
- (2) 工事場所 飯能市大字双柳地内
- (3) 工事概要 電話交換機本体装置 一式
新規電話機 一式（機器一覧のとおり）
PHSアンテナ配線工 一式
音声案内装置 一式
通話録音装置 一式
- (4) 工期 令和8年4月中旬から令和8年9月下旬まで
- (5) 入札手続 本工事は、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

3 参加申込書の提出

- (1) 本工事の入札参加希望者は、次に掲げる期間に、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を電子入札システムにより提出すること。
提出期間 令和8年3月19日（木）午前8時30分から
令和8年3月26日（木）正午まで
※電子入札システムが稼動していない時間を除く。
- (2) 申込書は、公募型指名競争入札参加申込書（様式第1-1号）により作成すること。

4 担当課

契約担当課 飯能市契約検査課 契約・用度担当
TEL 042-973-2111 内線 231
Eメール keiyaku@city.hanno.lg.jp

5 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認は、落札候補者が書類の提出の指示を受けた日から2日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に公募型指名競争入札（事後審査型）参加資格審査申請書（様式第5号）及び技術資料（添付資料等）を持参により提出すること。
- (2) 技術資料は、次に掲げるところにより作成すること。
 - ① 施工実績
平成28年度以降に国又は地方公共団体が発注した電気通信工事（電話設備に係る新設、更新又は修繕工事で契約金額1千万円以上のものに限る。）の施工実績を「同種の工事の施工実績（様式第2号）」により作成すること。記載する同種同程度以上の工事の施工実績は、平成28年度以降に工事が完了し、引渡しが済んでいるものを1件記載

すること。

② 配置予定の技術者

配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を「主任（監理）技術者等の資格及び工事経歴書（様式第3号）」により作成すること。記載する同種同程度以上の工事の経験の件数は、平成28年度以降に工事が完了し、引渡しが進んでいるものを1件記載すること。

※申請時に配置の予定技術者として提出された技術者以外は、この工事に関する専任の技術者として配置することはできないが、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格等を記載することはできることとする。

また、本工事を施工する建設業者と3か月以上の恒常的な雇用関係があることが確認できる資料を添付すること。

③ 契約書等の写し

上記①、②に記載した工事实績が本工事と同種工事であることが確認できる資料（契約書、仕様書、図面、工事成績書、コリンズ登録工事カルテの写し等いずれでも可）を添付すること。

(3) その他

- ① 申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書等は返却しない。
- ③ 申請書及び技術資料等の差し替え並びに再提出は認めない。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限 非指名通知をした日の翌日から起算して7日目の午後5時15分まで
 - ② 提出場所 飯能市役所2階 契約検査課
 - ③ 提出方法 持参により提出
- (2) 理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答する。
- (3) 上記(2)の回答があった以後は、当該入札参加資格がないと認められた理由について1回に限り再説明請求をすることができる。

7 入札方法等

- (1) 入札は、予定価格に達しなかった場合に3回まで行う。
- (2) 予定価格、調査基準価格及び失格判断基準価格は、事後公表とする。
- (3) 入札額は、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退の手続きをすること。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除とする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の10分1に相当する額とする。この場合において、契約保証金に見合う履行保証保険に加入すること。

9 工事費内訳書の提出

- (1) 入札の際、その入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書は、仕様書（工事費内訳書）のうち代価表を除いたものとし、表紙に入札者名を記載すること。
- (3) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるもののため、入札及び契約上の権利・義務を生じるものではないこと。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 記入すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項の判読ができない入札書による入札
- (2) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) その他入札の条件に違反した入札

11 契約条項の閲覧場所

契約条項については、市ホームページで閲覧できる。

12 その他

仕様書に関する質問は、電子入札システムにより行うこと。質問の受付期限は令和8年4月6日（月）正午までとし、回答は原則として4月13日（月）までに行う。